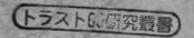
無体財産と信託に関する研究 一著作権の信託について一



平成3年4月

財団法人 トラスト 60

発行にあたって

近年、経済社会のソフト化・サービス化が進む中で、無体財産権あるいは知的所有権の 拡がりは著しいものがある。文化の発展、技術の進歩は、単に無体財産の財産価値の増大 をもたらすのみならず、権利の多様化複合化も進んでいる。そこで、無体財産権の権利者 保護の必要性は、従前以上に高まってきているが、一方において、その性格からして、権 利者から運用ニーズが増大するとともに、社会的、公共的利用の要請も強くなりつつある。

このような状況に鑑み、当財団では、信託という仕組みを使って、より有効な保護・運用の形態が考えられないかとの観点で、調査研究を行い、去る昭和63年9月に「無体財産の信託の可能性に係る基礎調査」の報告を取りまとめたところであるが、引続き別紙記載の委員会により、その問題点、課題について検討を進めてきた。

本報告書は、この委員会における意見交換をふまえた、清水幸雄駿河台大学教授の「著作権に関する仲介業務法と信託業法」と、新井誠国学院大学教授の「信託法理からみた無体財産権の信託」との二編の論文から成っている。いずれも、今後信託が無体財産権の保護・運用に資する上で、貴重な指針となるものと思われる。

最後に、ご多用中にもかかわらずヒアリング等の情報収集に際しご協力いただいた関係 各位、並びに本委員会の研究にご尽力いただいた委員の各位に心から感謝申し上げる。

平成3年4月

財団法人 トラスト 60

[無体財産と信託に関する調査研究委員会]

委員名簿

(敬称略、五十音順)

委 員 新 井 滅 国学院大学法学部教授 法学博士

井 上 智 治 弁護士

鹿野谷 武 文 株式会社 日本パーソナルコンピュータ

ソフトウェア技術研究所 取締役

清 水 幸 雄 駿河台大学法学部教授

天 野 佳 洋 住友信託銀行

上 沢 秀 仁 三井信託銀行

木 村 高 明 三菱信託銀行

谷 口 修 住友信託銀行

事 務 局 (財) トラスト 60

目 次

第	1章 仲介業務法による著作権の信託
	1—1. 著作権信託が求められた歴史的経過
	1-2. 仲介業務法による著作権信託
	1-3. 仲介業務法の適用のない著作権信託
第	2章 信託業法における著作権の取扱
	2-1. 信託業法と仲介業務法の関係
	2-2. 信託業における著作権の取扱
	2-3. 信託業界に於ける著作権信託要望の経緯
第	3章 信託会社による著作権の信託と仲介業務
	3-1. 信託会社による仲介業務としての著作権信託12
	3-2. 信託会社による仲介業務以外の著作権信託13
第	4章 著作権管理の動向-複製権について-16
	信託法理からみた無体財産権の信託
第	1章 信託法理の基本的構造-信託の独自性-22
第	2章 信託の転換機能と著作権・・・・・・・26
	2-1. 権利者の属性の転換27
	2-2. 権利者の数の転換27
	2-3. 財産権享有の時間的転換・・・・・・・・・・・28
	2-4. 財産権の性状の転換29
	2-5. 財産権の運用単位の転換30

著作権に関する仲介業務法と信託業法

清水幸雄

第1章 仲介業務法による著作権の信託

1-1 著作権信託が求められた歴史的経過

著作物の利用が、国際交流の発展により国境を越えて多岐的に、かつ機械技術の急速な発展によって大量に行われるようになると、著作権者が多くの利用者と個別に著作物利用契約を結ぶことは実際上困難が伴う。例えば、無断利用に対して権利を行使するとしても、著作権者が無断利用者をいちいち探し出すことは実際上不可能であり、著作者にとっては時間がかかることから創作活動の妨げになることも少なくない。他方、利用者側にとっても著作権者をいちいち探さなければならないとすれば急ぎの利用には間に合わず、また著作者の死亡などにより権利者自体の存在が不明の場合などに、著作権者との契約なしには著作物も利用できないとすると、かえって著作権法の理念である文化の発展の妨げになる事態も生じ得る。このような事態の解決のために考えられてきたのが、著作権者と利用者側の中間にたって、多数の著作権者から著作権行使の委託を受けて集中的に管理し、利用者との個別交渉に応じ、侵害に対して権利を行使するという機関を設置する方法である。

わが国で著作権に関する仲介業務団体が本格的に登場したのは、昭和14年に制定された「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」(以下「仲介業務法」という)による「社団法人大日本音楽著作権協会」(現在の社団法人日本音楽著作権協会)と、「社団法人大日本文芸著作権保護同盟」(現在の社団法人日本文芸著作権保護同盟)の設立であった。それ以前も、仲介業務を行う者がなかったわけではないが、その活動領域も、規模、利用度も限られたもので、先行する欧米諸国の仲介機関に比べ極めて劣弱なものにすぎなかった。

この仲介業務法の制定の直接の趣旨は、おおむね次のようなものであった。

まず第一に、わが国において外国の著作物を利用するにあたり、著作権者が自ら、あるいはその代理人を通じて直接に権利行使をすることを防ぎ、著作物の利用の簡易化を計ること。これは当時のプラーゲ事件(些)を背景に、外国の著作物を保護しないという批判を免れつつ、わが国の欧風化の促進を妨げるような権利行使からできるだけ自由になるという要請に基づくものであった。

(注) プラーゲ事件については、大家重夫『プラーゲ旋風』昭和49年・黎文社、および

第二に、著作物利用の許諾は、わが国の主務官庁の許可にかかる公的な著作権団体(権利者団体)を通じてのみで足り、しかも著作権使用料は個人ベースの契約によらず、その団体が定める使用料を支払うことによって権利処理を可能にすること。これも、当時のわが国の国情にあった低廉な使用料で外国著作物の自由利用を行うという要請を解決しようとするものであった。

昭和46年に現在の著作権法が施行されたが、その際仲介業務制度のあり方についても著 作権制度審議会に第6小委員会が設けられ議論が行われた。そこでは、第一に、他人の財 産権を管理するものであることから、その業務の基礎が確実であり、その運営が公正に行 われるものでなければならないこと。第二に、仲介機関の設立をその機能に即するよう規 制すること。第三に、著作権の集中的管理から生ずる強大な機能について、その行使の適 正を期し、著作物の利用の円滑化を計る必要があること。第四に、著作権者の保護および 文化の普及、発達に資するよう堅実な仲介機関の育成を計る必要があること、などを理由 に従前通りの規制が存続することになった。ここでの特徴は、昭和14年の仲介業務法が著 作権者に対してよりも利用者の保護に重点を置いているのに対し、現在では著作権者の権 利保護の観点から規制の必要性があることを認めるに至ったことである。しかし、ここで の問題点をあげれば、まず第一点については運営の公正は文化庁長官の許可する公益法人 によってのみ維持されるものであるのか。仲介機関に個性があってはいけないものか。第 二点についてはコンピューターによるネットワークが完備し得る今日において、仲介機関 が一業種一団体である必然性があるのか。著作権者にとって実質的に団体加入の強制にな らないか。第三点については権利行使の適正化とは著作物・著作者の個性は無視するとい うことで良いのか。著作物・著作者の個性に応じた管理は不可であるのか。第四点につい では、仲介機関のする著作権者の保護は利用料の徴収というレベルに止まって良いのか。 積極的な利用の促進という機能や、処分機能はなくても良いのか、など仲介機関が、今日 の著作物およびその利用の多様化にどこまで対応できるのかが問われることになるであろ う。

1-2 仲介樂務法による著作権信託

仲介業務法第1条は、第1項で「本法ニ於テ著作権ニ関スル仲介業務ト称スルハ著作物 ノ出版、翻訳、興業、放送、映画化、録音其ノ他ノ方法ニ依ル利用ニ関スル契約ニ付著作 権者ノ為ニ代理又ハ媒介ヲ業トシテ為スヲ謂フ」と定め、「代理又ハ媒介」業務をまず原則 にあげ、次いで第2項で「著作権ノ移転ヲ受ケ他人ノ為ニ一定ノ目的ニ従ヒ著作物ヲ管理 スルノ行為ヲ業トシテ為スハ之ヲ著作権ニ関スル仲介業務ト看做ス」と定め、「看做し」仲 介業務として著作権の信託の引き受けがここに包含されることを定めている。

現実には、著作権者が著作権の仲介業務団体と個別に代理権設定契約を締結し、仲介業務団体が代理権に基づき権利行使をすることは、文芸作品についての翻訳の許諾など利用者の個性に着目して許諾がなされる場合や、外国の著作権者の著作物について、当該外国の著作権管理団体との契約によって管理が行われる場合を除いては行われていない。この理由としては、第一には仲介業務団体が著作物の個性に着目せず大量の著作物を一括して管理する体制をとっていること、第二には音楽著作物の放送あるいは演奏会による利用に典型的にみられるように、利用に対し著作者・著作物の個性に着目せず専ら時間的要素により経済価値を把握する方法をとっていること、第三に著作権管理が無断使用の排除や料金徴収を主たる業務とし、かつ著作物利用の便宜を優先してきた仲介業務法の歴史的経過から、個別権利者にとっての「より良い」条件での積極的プロモーションを行う制度になっていないことが考えられる。著作者、著作物、利用者の個性に着目した管理は、信託でも勿論可能であるばかりか、むしろ相応しいと言えるのであるが、非個性的な管理を行うには代理は困難を伴う場合があることは確かである。

そこで、現在の著作権の仲介業務は「看做し」である信託による方法が主要な形態になっている。もっとも、ここで考えられていた信託は、信託法第1条による信託の定義とは必ずしも一致するものではない。すなわち、信託法は受託財産の管理のみでなく処分についても規定しているが、仲介業務法は著作物の利用についての許諾と料金徴収などの「管理」についてのみ規定している。業務の内容として管理のみが予定されており、仲介業務により著作権自体を処分することは本来の任務に反すると考えられていたようである。音楽・文芸のような伝統的著作物を念頭においた場合は、原著作者以外の者が信託的にであるにせよ譲渡を受けて処分行為を行うことは考えにくいとしても、それは無理はなかろう。また、現行法令上仲介業務の対象とされている著作物は「小説」、「脚本」、「楽曲を伴う場合の歌詞」、「楽曲」の4種類に限定されており、これら伝統的な著作権の仲介業務は、著

作権は著作者にあることを前提としてその管理だけを委ねるものであり、権利自体の処分 は著作者自らが権利の譲渡の方法で実現することができるからと考えられたものであろう。

しかし、科学技術の発展は音楽や文芸のような伝統的著作物概念には収まらない著作物 を出現させていることは周知の通りである。例えば、映画やコンピューター・プログラム の開発など多額の開発資金を必要とするものについては、通常の譲渡の方法による個別の 販売ルートの開拓だけでは不十分であり、例えば、信託の方法によって権利を移転し、場 合によってはこれを証券化することによって資金回収のマーケットを拡大したり、あるい は販売を委託するために仲介を求めることが考えられる。昭和14年の仲介業務法の制定当 時も、著作権者が必ずしも財政方面に明るくないことを理由に「処分」も含めたほうが良 いと指摘する意見もあったほどで、必ずしも現行の規制が常に著作権者の利益になるかど うかは疑わしい場合もある。例えば、現行法のいう「楽曲」は、通常演奏会やカラオケな ど実演を通じて利用されることを前提にしているものであるが、コンピューター・ゲーム の中に含まれている楽曲は、通常それ以外のところで利用されることを予定していない。 とするとソフトウェアの複製の許諾と共に権利処理すれば十分ということになる。楽曲の 演奏会利用などを前提にした日本音楽著作権協会に加入しても通常の利用料の分配にあず かれないので、そこには加入しないことになる。すると、この楽曲をある放送局が利用し たとすると個別に権利行使するしか方法がなくなる。また、最初に音を固定した者として 「レコード製作者」としての保護を受け得るとしても、日本レコード協会のみが指定団体に なっているので、これに加入しなければ二次的使用料の請求権が行使できない(著作権法 第97条)などの問題が生じている。

1-3 仲介業務法の適用のない著作権信託

前述の通り「小説」、「脚本」、「楽曲を伴う場合の歌詞」、「楽曲」の4種類以外の著作物については仲介業務法の適用はない。従って、この4種類以外の著作物については信託契約による著作権の管理・処分は自由にできるばかりか、4種類の著作物についても処分目的の信託なら同様に自由にできるわけである。昭和14年の仲介業務法の制定当時は、将来的にはこの著作物の範囲を逐次拡大することも考えられていたようであるが、現実には今日に至るまでこの点に関する改正の動きはなかった。

そこで、仲介業務法の適用のない著作権信託の一例をあげてみる。あるコンピューター のユーザーがソフトハウスにプログラムの作成を委託したとする。ソフトハウスがユーザ 一に提供することになるのは、いわゆるオブジェクト・コードのみでソース・コードは通 常開示しない。ユーザーはソース・コードを知らなくともプログラムを利用することはで きるし、ソフトハウスは企業秘密であるソース・コードは開示したくないはずである。こ のユーザーとソフトハウスの関係が順調に進めば何も問題はないが、使用しているうちに 事情が変わってプログラムの変更が必要になった時に、ソフトハウスが倒産するなどして ソース・コードが不明になったり、あるいは債権者による差押え・譲渡などによって第三 者に権利が帰属してしまうことがありうる。こうした場合、ユーザーが再度多額の費用を 負担してプログラムの再開発を委託せざるを得なくなる事態を回避し、ソース・コードへ のアクセスを保証する必要がある。他方、開発者であるソフトハウスには企業秘密を保証 することも必要で、この問題を解決するために第三者機関にソース・コードを保管(受託) させる方法が考えられている。こうしたソース・コードの信託を行う場合、信託契約によ って受託者はソース・コードの秘密の維持のほか、プログラムの修正・変更が必要な場合 は、ソフトハウスに修正・変更させ最新のものをユーザーに提供する義務を負うことにな るが、この信託によってユーザーにソース・コードへのアクセスが保証されることになる わけである。

このような信託には、仲介業務法の適用はない。従って、信託法および信託業法が許す ものであれば、著作権の一つであるコンピューター・プログラムなどについて業として信 託が活用されることになるのである。

第2章 信託業法における著作権の取扱

2-1 信託業法と仲介業務法の関係

次のことが考えられる。

仲介業務法は、信託業法第1条および第2条の特別規定として位置付けられる。従って、信託業法上、著作権の信託が許されるか否かにかかわらず、著作権に関する信託が仲介業 務と看做される限り、信託業法第1条および第2条の適用はないと考えられることになる。 こうした立法が信託業法の改正という形を採らず、特別立法としてなされた理由には、

まず第一には、当時著作権は新聞出版の統制を行う内務省繁保局図書課の管掌下にあり、 著作権の仲介業務をする者に対する許可、著作物の使用料の認可を含め一切の事業監督は 内務省に服することになっていたのに対し、信託業法は大蔵省の管掌下にあったこと。第 二に権利者団体による仲介機関の育成が要望されたこと。

しかし、仲介業務法の制定の趣旨は別にしても信託業法の改正が伴わなかった理由は明らかではない。まず「著作権に対する侵害」を防止することが目的であれば、権利行使が仲介業務団体の営利性によっておろそかになるということは言えないし、仲介業務団体の営利・非営利を問題にする理由にもならない。また、著作物ごとに一団体に限ることは明文上根拠がないし、立法起草者自身も疑義のあることを確認していた。仮に一業種一団体にするにしても立法当時の著作者に対する認識は「著作家ト云フモノハ其ノ性質上、余リヤカマシク権利ノ主張ヲ致スコトニハ不精ナ者デアリ…将来日本ノ作家ヲ保護スル必要が起ツテ来ルノデアッテ、ソレガ為ニハ作家自身デハ出来マセヌカラ」(第74回帝国議会衆議院映画法案委員会議録(速記)第7回(昭和14年3月17日)鶴見祐輔委員発言)と言う程度のものであったことから、権利の管理能力を言うのであれば著作物の創作能力とは直接の関係はない筈であるし、著作者以外の管理能力を持った複数の団体などを排除する理由が不明であると言うべきであろう。

2-2 信託業における著作権の取扱

前述のとおり、現在信託会社が著作権の信託の引受けをすることができないのは、信託

業法第4条が、信託会社が引受けを為し得る財産から著作権を除外しているからである。 仲介業務法は、信託業法が改正され信託会社が著作権の引受けをすることを積極的に排除 しているものではないので、信託業法が改正されれば信託会社も著作権の信託の引受けを 為し得るわけである。しかし、仲介業務法の規制対象となっている前述の4種類の著作物 についての同法の規制する管理を信託で行う場合は同法による許可が必要となる。

現行信託業法の下では、信託会社は著作権を信託で引受けることはできないが、信託以外の次のような業務として著作権を管理することは可能である。即ち信託については信託 業法による制限があるが、代理業務については制限はないからである。但しこの場合も仲 介業務法規制対象の4種類の著作物について同法で規制する管理を行う場合には、同法に よる許可が必要となる。

第一に、信託業法第5条第1項第7号イに基づく代理事務として、他人のために著作権を取得し、または処分する方法である。仲介業務法は著作物の利用に関する契約を規制するものであるから、同法の規制対象となっている前述の4種類の著作物については著作物を管理しその利用を許諾することは、同法による許可なしにすることはできないが、例えば、著作物の種類如何を問わず著作権自体を処分することを望む者について代理事務として買主を捜し、あるいは逆に著作権の取得を望む者の代理人として著作権者と買取りの契約を為すことは可能である。伝統的な著作物、とりわけ文芸や学術、音楽、美術の著作物については、著作権自体の売買のマーケットが成立することは一般的には考えにくいと思われるが、映画やコンピューター・プログラム、データ・ベース等及び著作隣接権のうちレコード製作者の権利などについては、比較的経済ベースで流通しやすいものであるし、又、伝統的な著作物であっても、著作権の相続人が、相続税の支払いその他の理由で権利そのものの処分を望む場合は、ここでの代理事務として行うことが可能である。

第二に、信託業法第5条第1項第7号ハに基づく債権の取立の代理事務として、著作権 使用料請求権や著作権侵害に対する損害賠償請求権に基づく金銭の取立が可能である。著 作権使用料請求権等も債権であることは言うまでもないから、ここでの「債権の取立」に 該当する。前述の4種類の著作物については、仲介業務法の許可なしにその利用に関する 使用許諾がなしえないことは勿論であるが、既に成立した契約等に基づいて使用料等の取 立にあたることは仲介業務法に触れるものではない。従って、例えば、著作権について共 同相続人があり特定の相続人にその管理権を一本化できない場合、信託会社が共同相続人 の代理人として著作権使用料を取立てることは著作物の種類にかかわらずできるのである。又使用料請求権を信託で受託して取立てることは勿論可能であり、実例もあるようである。

なお、代理業務として管理している場合、使用料等の履行に関し信託会社が訴訟行為のできないことは言うまでもない。この点は、仲介業務法に基づいて仲介業務団体が代理する場合も同様で、これは訴訟代理人の資格に関する問題である。又その管理する著作権の侵害があった場合、著作権者のためにその事実を指摘して、著作権者を代理して訴訟を弁護士に依頼することを業としてできるか、という問題がある。形式的には、こうした行為は仲介業務法第1条第1項に謂う著作物の利用に関する契約についての代理行為でないことは明らかなようであるが、仲介業務法の理解としては、こうした行為も「利用二関スル契約二付…」の中に含まれる趣旨であるとの考え方もあるので、少くとも同法の規制対象の4種類の著作権の管理に当っては著作権者本人に事実を指摘するにとどめるのが妥当のようである。

第三に、信託業法第5条第1項第7号ニに基づく債務の履行の代理事務として、著作物の利用者を代理して「債務の履行」を為すことができる。著作物の利用者の預金口座から 著作権使用料を著作権者に支払う場合などが考えられる。又著作物の利用者が金銭信託等 の委託者となり著作権使用料を著作権者に支払うという形も考えられる。

2-3 信託業界に於ける著作権信託要望の経緯

前述の通り、現行信託業法上は信託会社は著作権を受託することはできない。

ところで、信託業界としては、かなり古くより信託業務拡充の見地から、この問題を検討しているようである。まず、昭和3年には信託協会内に設置された信託制度調査委員会調べに基づいて、大蔵大臣及び司法大臣に対して次の文章を含む「信託制度中改善事項」と題する上申書を提出している。

その内容は、

上 申 書

第4條第三號中「金銭債權」を「金銭其ノ他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル債 權」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

七 工業所有權及び著作權

(理由)第四條列記ノ動産又ハ不動産ノ信託ヲ為サントスルニ當り先以テ其引渡シヲ目的トスル債權ノ信託ヲ必要トする場合アリ、是レ現行法ノ規定ヲ狭キニ失スト為シ金銭債權ノ信託ト共ニ動産、不動産又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル債權ノ信託ノ途ヲ開キ實際上ノ必要ニ適合セシメンコトヲ期スル所以ナリ

第七號所掲ノ權利ハ何レモ文化的性質ヲ有シ其ノ權利ノ實施ハ一般ノ福祉ニ資スルコト むシトセズ、然ルニ此種ノ權利ヲ有スル者ニシテ行使上ノ困難ナルヲ慮リ其ノ權利ヲ會社 ニ信託セント欲スルモノ少カラズ、或ハ一朝其ノ權利者死亡スル等ノコトアレバ、遺族ハ 其ノ行使ノ途ヲ辯ヘズ折角ノ權利ヲ死藏ニ了ラシムルノ外ナキガ故ニ之ヲ信託會社ニ信託 シテ其ノ享受及行使ヲ全フセントスルモノアリ、既ニニ、三ノ信託會社ハ此ノ種信託ノ中 込ヲ受ケタルモ現行法ノ制限ニ阻マレ之ニ應ズルコト能ハザルノ實状ニアリ、依テ此等ノ 權利ノ信託ノ途ヲ開キ以テ社會ノ要求ニ適合セシメント欲ス(信託協會所蔵『昭和3年記 録級』)

この上申書でいう二、三の事例がどの様なものであったかは不明である。相続・遺言等に関連して受託する財産の中に著作権等が含まれているケースを想像するのが時代的には最も妥当とも考えられるが、この時点では昭和14年の「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」は制定されていないので、あるいは信託会社において著作権の仲介業務を為し得る可能性を探っていたのかも知れない。というのは、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」が帝国議会に於ける審議に入る直前でもある昭和14年1月19日に、信託協会は改めてこの問題を持ち出し、大蔵省、司法省に対し上申書を提出している。即ち、それは

上申書

工業所有權及著作權ノ信託ニ関スル件

信託業法第四條中ニ工業所有權及著作權等ヲ追加スルコトニ付テハ同法ガ議會ニ提案セラレタル當時ヨリ業界ノ要望シ来リタル所ニ有之其ノ後二、三ノ信託會社ニ於テ信託ノ申込ヲ受ケタル實状ニ鑑ミ業法改正ニ関シ昭和三年一月二十五日附ヲ以テ大蔵大臣宛(民事局長ノ分ニハ「司法大臣宛」)上申書ヲ提出致シ置候處未ダ其ノ實現ヲ見ズ候へ共近来社會ノ進歩ニ従と益此ノ種信託ノ必要ヲ感ジラレ候ニ付何卒速ニ業法改正方御詮議相成候様御盡力相煩度此段及上申候也

というものである。

わが国の信託法が目指したもの、又信託法・信託業法の立法者達が考えたわが国信託業 が如何なるものであったかについてはここで論ずる余裕はない。しかし、少くとも昭和初 期の信託会社は、金銭信託を中心とする金融機関としての活動と共に信託法理を利用した 様々な財産の管理運用を行っていたわけであるし、もともと信託会社の業務範囲を限定す ることは、信託会社に関する政策の問題であるといえるものであるから、信託は利用範囲 の広い多くの社会的ニーズに対応できる制度であることを考えると、権利を保全・保護す るための信託の対象として、著作権あるいは工業所有権等の知的所有権が信託会社の業務 になりうるものと考えられたことは全く埋由のないことではない。少くとも、現行信託業 法が英米法的な信託の土壌のないわが国において経済上の営業信託から出発した経緯を考 えると、行政上監督しやすく、かつ安全明確な範囲で、ごく一部の財産の信託に限定・規 制した事情は理解できないわけではないとしても、その後社会的に価値のある財産権の信 託や、これによる事業の展開、新しく発生・成長した知的所有権等の信託がほとんど禁止 若しくは事実上できないまま残されたことから、信託業務の拡充を目指す信託業界として は仲介業務法の制定等にみられる新しい信託業発生に対して一種の危機感を感じたであろ うことが推測される。とりわけ昭和14年は第二次世界大戦の勃発の年でもあり、次第に制 限される経済活動の中で、信託業界が自己の業務の維持・拡充を試みたであろうことも理 由としてあげられるであろう。また、この時代は『特許権工業化信託会社構想』(性)など知的 所有権についての別の角度からの信託法理の利用が提唱されるなど、信託法理を用いる後 輩業種の出現の可能性も一つの刺激になっているとも思われる。これらの信託業務拡大へ の動きは、第二次世界大戦の進行につれ議論としても消滅したようで、戦後も業界として、 少くとも知的所有権の問題に関してはとりたてて目立った動きはなかったようである。

(注) 著作権に関するものではないが、同じく昭和14年に、政府企画院によって、「特許権工業化信託会社」なるものが提唱されている。これは、国家総動員法的な角度から、資金・設備等の面で死蔵されている特許権等を特殊会社若しくは民間の信託会社に「工業権」(実施権の趣旨か? = 筆者注)を受託させ、信託会社が工業化できるかどうか実用化試験をすることによって管理し特許権等を工業会社に売却・処分するというものであり、特許権利者とこの会社の間の法律関係に信託法理を利用するというもの

である。伴蔵人「特許権工業化信託会社の企画―信託業から見ての感想」信託協会々報第13巻第4号(第72号・昭和10年)1頁以下参照。この企画による信託がいかなるものであったのかの検討は将来の課題としたい。

第3章 信託会社による著作権の信託と仲介業務

3-1 信託会社による仲介業務としての著作権信託

仮に、信託業法の改正によって信託会社による著作権の信託が可能になったとする。そ して仲介業務法の対象となっている著作物について仲介業務を行おうとする場合は仲介業 務法による現在の仲介業務団体、即ち

社団法人日本文芸著作権保護同盟(文芸作品の著作権管理)

社団法人日本音楽著作権協会(音楽作品の著作権管理)

協同組合日本放送作家組合(脚本の著作権管理)

などと同じ立場に立つことになる。信託業法のほかに仲介業務法が重畳的に適用されることになるので、大蔵大臣の監督のほか文化庁長官の許・認可が必要であり、その監督も受けることになる。その上で、個別の権利者と信託契約を締結して著作権を管理し、無断使用に対する差止めや、事前・事後の許諾権の行使、使用料の徴収・分配といった業務を行うことになる。既存の団体とどのように競合できるかは別問題として、今日の技術からすれば夫々のデータ・ベースは相互にアクセスできるので、ユーザーにとってどの著作物がどこの団体・信託会社に管理されているかを知ることはさほど難しい問題にはならないであろう。ただ、ユーザーに対する使用料は文化庁長官の認可に係っているので、同額であってもカルテルなどの問題は生じないであろうが、著作権者に対する分配で一方が高くなったりすると管理費用などでよはどの合理性がない限り、場合によっては著作権者に対して不信感を与えることになりかねない。即ち企業努力の問題である。

また、仲介業務法の規制対象であっても仲介業務団体が現在取扱っていない著作物について権利者と信託契約を締結して著作権を管理することが考えられる。前述のコンピュータ・ソフトに含まれる音楽などについてのみの管理がこれにあたる。この場合は、既存の仲介業務団体との管理の重複ということはないわけであり、著作物の個性に応じたきめ細かな管理を可能にするという意味では望ましいものといえる。

次に、現在の仲介業務法が改正されて、適用対象の著作物が拡大したとする。この場合 も、著作権者自身で構成される団体という事実上の要件を別にすれば信託会社が仲介業務 として著作権の管理を行うことに法律上の障害はない。著作権者自身で構成される団体という事実上の要件は著作物の無断使用に対する禁止や許諾権の行使を中心に考え、かつ、著作権思想が普及せず著作者も利用者も意識が低かった時代の産物であって、管理という点に着目すれば権利者団体が自ら管理しなければならないという必然性はないし、今日的な著作物の中には権利者団体を構成することが極めて困難な分野(写真・学術など)もあり得る。フォト・コピーによる複写に関する集中的処理構想にみられるように、主として大量利用を前提として利用許諾を余り問題にせず、いわば報酬請求権化した著作権の管理などでは、権利者団体のほか、出版者団体などで構成される集中処理機構に対して著作権者が、直接又はそれぞれの団体を通じて権利委託することが考えられているようであるが(後述)、集中処理機構の構成員即ち機構そのものの性格は管理能力さえあれば必ずしも制限的に考える必要はないというべきである。

3-2 信託会社による仲介業務以外の著作権信託

これも、信託業法の改正によって信託会社による著作権の信託が可能になったことを前 提として考える。

仲介業務法の対象となっていない著作物については自由に管理・処分を目的とする著作権の信託の引受けが可能であるし、又同法の対象となっている著作物でも同法の規制外の管理・処分を目的とする信託の引受けも可能である。具体的には次のような信託が考えられる。

① 共有著作権の受託

例えば著作権者が死亡し、共同相続人が一定の持分で著作権を共有したとする。著作権 法上、各共有者自身の利用を含め他人に対する利用許諾は共有者全員の合意が必要となる (著作権法第65条第2項)。また共有者全員の同意がないと、持分の譲渡も質権の目的とす ることもできない (同条第1項)。そこで管理を合理化するため共同相続人が、委託者兼受 益者となって、信託会社に著作権を信託し、受託者はこれを運用して得た利益を持分に応 じて分配する。著作物の利用を欲する者は受託者である信託会社の許諾を得れば利用が可 能である。

② 権利の散逸を防止するための受託

前述のプログラムのソース・コードの信託もその一例であるが、出版者が多数の著作者

の共同によって出版物を刊行する場合(例えば記念論文集)、時の経過によって一部の著作権者の所在・生死などが不明になる場合がある。こうした場合に、再版による利用許諾などを求める場合の困難を解消するために、あらかじめ信託会社に複製権などを信託することが考えられる。即ち利用者は受託者である信託会社の許諾を得れば利用可能となる。著作権法はこうした場合に裁定による強制許諾の制度を設けているが(同法第67条)、その運用の実態は相当の努力を払っても著作権者と連絡を取ることができないことの疎明が求められるなど、必ずしも容易でないことから信託によって事前に問題を解消し得る。この信託は、多数の権利者が存在する著作物に共通の問題であり、前記の著作権の共同相続人の場合も同様である。なお、この場合同、性保持権など本来一身専属権である著作者人格権についても信託が可能であるかどうかは議論のあるところである。著作者人格権は基本的に譲渡することができない(同法第59条)ものではあるが、音楽の演奏権管理や、映画のTV 放送に伴う吹き替えやスーパー、CM の挿入、一部のカットなど事実上同一性保持権が金銭請求権化している現実もあるからである。

③ 仲介業務法の対象となっている著作物(例えば音楽)の著作権の受託

これについてその利用許諾を行うことは仲介業務法による許・認可なしでは出来ないので、利用許諾による使用料収受のためには日本音楽著作権協会に再委託することを内容とする信託を引受け、同協会から分配される使用料を各受益者に信託会社が再分配するという方法も考えられよう(著作権自体を処分する場合は再委託の必要はない)。この場合事実上報酬請求権化した著作権については著作権の信託というまでもなく、実体は報酬請求権——債権——の信託と考えても良いはずである。

④ 報酬請求権の受託

例えばフォト・コピーによる複写に関する集中的処理機構に個々の著作権者あるいは出版者が加入する場合、加入に要する費用と利用に基づく使用料(報酬)分配とのバランスで、著作権者から直接あるいは零細な出版者から複製に伴う報酬請求権を受託して中間団体的に管理をすることも考えられる。

なお現在欧米各国に見られる報酬請求権は、そのほとんどが団体を通じての権利行使の みを認めており、権利者個人での権利行使を認めていない。しかし、それは機器製造者な り、図書館なりあるいは複写機を使用する企業に対する関係の問題であって、集中処理機 構に対する権利行使のレベルでの問題ではない。集中処理機構の権利者に対する分配料率 が、例えば一定数量以下の者に対して切り捨てが行われたり、大量利用に伴って分配料率 が高率になる場合などは、信託会社への信託によって権利を集中することによって結果的 に原著作権者への配当が増加し得る場合が有り得るとすれば、こうした信託も可能性とし て考えられるであろう。

⑤ 集中処理のための信託

著作物の中には音楽や文芸作品のように仲介業務団体ができているものがあるが、そうした機構を持たないものも少なくない。例えば、学術の著作物がコンピューター・データ・ベースに入力されたとする。データ・ベースは独自の著作物になるが、入力された個々のデータに著作権がある場合、入力自体は権利処理されたとしても、出力は個々の著作物の複製でもあるので基本的には著作権者の許諾が必要になる。もちろん、当初の契約で出力についても許諾を得ていることがほとんどであろうが、データ・ベースが他のコンピューター・データ・ベースにアクセスされ、利用範囲が拡大した場合、当初の許諾が当然に及び得るかどうかは疑問がある。著作権を譲渡していない限り、当初の予測を越える利用があれば、ちょうど市販のレコードが放送などによって利用されたりする場合と同様、無条件で包括的な許諾があったと見ることは無理があり、著作権者の保護の要請に反することになる。こうした問題を事前に解決するために、入力の時点での信託会社に対する信託の活用が考えられる。

第4章 著作権管理の動向一複製権について一

著作権界においては、科学技術の進展に伴う新たな著作物の利用形態の出現及び利用そのもののコントロールが不可能であるとの現実認識のもとでの著作権の管理に対する解決への模素が続けられている。とりわけ複写機器の急速な普及に伴い適法な著作権処理の伴わない大量の著作物利用の現実に対して、著作権の保護と著作物の円滑な利用の調和にたった著作権処理の必要が力説され、著作権を個人レベルで処理することを断念した形での、新たな団体としての「集中処理機構」の設立が提唱されている。そこでは、個別の著作権者による著作権管理が不可能なことを前提としているが、「集中処理機構」が著作権管理をする以上、何等かの方法による権利移転若しくは委託を考えざるを得ない。この権利移転の方法として、著作権の集中処理に関する調査研究協力者会議における中間まとめにおいて、概要次のような提唱が為されている。

「①著作者から集中的権利処理機構への権利委託の方法

ア 我が国の集中的権利処理機構が主として取り扱うことになるであろう学術関係の著作物については、一般に著作権者が個人で著作権を所有し管理しているのが現状であると 考えられるところから、著作権を集中化するためには、新たに権利委託に関する契約慣行 が確立される必要がある。

イ 具体的な権利委託の方法については、複写によって経済的損失を被っているのは、 著作者だけでなく出版者も同様であり、使用料の分配においても出版者の利益が考慮され なければならないこと、出版者にいったん権利が集中化されたほうが集中的権利処理機構 の権利委託事務を簡素化できること、及び集中的権利処理機構設立には出版者が大きな役 割を果たすと考えられることから、著作者が当該著作物を発行した出版者を通じて集中的 権利処理機構に権利委託する方法が実際的であり、合理的であると思われる。

その際の著作者から出版者への権利委託方法については、著作権処理を委任する方法と 著作権処理に必要な範囲で権利を譲渡する方法がある。なお、後者の場合、著作者の権利 保護の立場から、この譲渡は、いわゆる信託的譲渡であり、かつ、譲渡する権利の範囲を 刊行された出版物に掲載された著作物を当該出版物を用いて複写する権利に限定することで足りると思われる。」(昭和58年著作権の集中的処理機構に関する調査研究協力者会議中間まとめ)

この提言は、昭和59年に公表された最終報告のレベルでは、集中的権利処理機構は、直 接著作権者から権利委託を受けるものではなく出版者を通じて著作権処理をすることを考 えているようである。そこでの出版者と著作権者の関係は、従来出版者が権利の譲渡を受 けて管理する慣行がない点からすれば、著作権の移転のない「委任」が適当と思われると しながらも、しかし乍ら、複写に関する著作権処理という観点から見ると、出版者が権利 者としての立場に立ち、その権利が更に集中的権利処理機構に委託されている方が機構と 利用者との契約がより円滑に行われ、著作権者と出版者の利益確保に貢献できると考えら れるので著作権者からの権利譲渡形式をとることも考えられる。そして譲渡形式で権利委 託する場合は、著作者に代って集中的権利処理機構が複写に関する著作権処理を行うため になされるものであることから、いわゆる信託的譲渡が望ましいとしている。報告書は又 集中的権利処理機構の設立については主として組織力の点から出版者団体を主体とし、著 作者団体と協議、協力して設立することを考えているようであり、個々の者作権者は出版 者との出版契約に際して、集中的権利処理機構への権利委託を前提とした著作権の信託的 譲渡契約を行い、ここでワン・クッションおいた上で、出版者の団体が事実上権利者とし て権利を行使し、出版者に支払われる使用料の一定割合が著作権者に支払われる事になる ことが考えられている。ということは、著作物の出版者がこの制度によって、実質的には 著作権に関する信託業務を行うことができることになるわけで、出版者と著作権者との使 用料の分配は、抽出調査に基づいて行うのがせいぜいではあろうが、出版者と著作権者の 契約レベルで処理される可能性も含んでいる。この著作権者の出版者に対する権利委託が 信託の形で行われるとした場合、前述の「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」の場合 と同様、信託業法に対する何等かの特別法の制定が予定されているのであろうか。ここで 集中的権利処理機構へ加入する出版者若しくは著作者団体が何等かの法律に基づく許認可 にかかるものとなるとは考えられない。そうであるとすれば、信託業務の適用される信託 会社のみが信託業法上の制約によりここから除外されることになるであろう。少くとも、 信託会社としては本業たる財産管理の一環として著作権の信託を引受けてこれに参加する 可能性については検討が行われて然るべきものと思われる。信託業法が制限列挙主義を採

用しているため、現状では信託会社は、著作権の信託を行わないことが前提になっているものであろうが、一方では仲介業務法における仲介業務団体に対すると同様の監督・規制も受けず、また信託業法の規制も受けない一般の出版者(勿論営利団体としての出版会社等も含む)が、著作物の複製についての使用料の問題に限られるとはいえ、当然に信託を業として行えることについては、法的整合性について検討が必要であろうと思われる。例えば、多くの著作権者から出版者とは別に、使用料の分配管理を目的として権利を受託し、ここでの集中的権利処理機構へ加入することが誰でもできるのかどうか前述の報告書は出版者が受託者として想定されているようであるが、経済的、信用的に必ずしも十分でない出版者から更に委託を受けて加入する場合も含め、検討を要するところである。

知的所有権は、近時、貿易問題を含めてその経済的機能が注目され、伝統的な著作物概念と新たな著作物の狭間で、その理論的整合性についての検討が強く要望されているところである。同じく知的所有権といっても、工業所有権と著作権はその沿革も異にするものであって、直ちに同列に論ずることは出来ないが、コンピューター・ソフトウェアや半導体チップの保護の問題を始め、バイオテクノロジー、タイプフェイス、データ・ベース、サービス・マーク、トレード・シークレット等伝統的な両者の枠組みでは必ずしも妥当な解決の出来ない問題が続出している。そこでは、権利概念がはっきりすれば後は個別処理できるものもあるが、他方、権利者と利用者の間に一般の契約概念では必ずしも処理しきれない大量かつ包括的な権利処理が要求されるものも少くない。そうした中では、信託という法的枠組みを使いつつも、実体が基本的には権利者の保護乃至文化・産業のための利用調整という色彩を強く持っているものであり、それだけに従来の信託には必ずしも直ちに親しまない問題も包含しているので、信託理論とりわけ信託業法との調整が必要になるものと思われる。

(付記)

知的所有権に関する国際機構である WIPO は、1989年に、著作権と著作隣接権に関する集中 処理機構についての報告書を発表している。この報告書は、1987年にシュネーブで開かれた WIPO 理事会において採択された1988—89年の事業計画および予算書において「国際部は著 作権及び著作隣接権に起因する権利行使と使用料の集中管理についての報告書を作成し…」と 定められたことに基づいてまとめられたものである。

報告醬は、世界各国の多くの民間機関、および集中管理団体から提供された情報に基づいて作

成されており、全体の構成は、I 経緯、II 著作権と著作隣接権の集中管理についての概念と機能、III 著作権と著作隣接権の集中管理の主な分野と形態、IV 著作権と著作隣接権の集中管理に関する最近の WIPO の活動、V 著作権と著作隣接権の集中管理にある基本的問題、VI 結論、からなっている。

ここでは、著作権の集中的管理と信託に関わる問題のみに限定して紹介することにする。

I まず、報告書は、著作権と著作隣接権についての集中管理の必要性を、著作権と著作隣接権が個々の権利者によって行使できない場合の多くが著作物の使用者が非常に多く、一般的に個人ではすべての使用を監視し、使用者と交渉し、使用料を徴収するだけの能力を持ち得ないことを前提としている。この場合、集中管理の枠組みの中で、権利者は管理機関に権利の行使を「委任」し、管理機関は、著作物の使用を監視し、使用を希望する者と交渉し、適当な使用料と交換に許器証を発行し、権利者に分配する。このことによって、著作者、著作隣接権者の利益が計られると共に使用者にも利益をもたらすものである、としている。

ところで、ここで著作者、著作膦接権者と管理団体の間に締結される契約の性質については、 必ずしも明らかにされているわけではない。

音楽の分野、とりわけ演奏権管理に関しては、作曲者・作詩者は基本的に自己の持つ演奏権を 集中管理団体に移転することになるが、この場合会員組織をとる場合と、代理人として管理する 場合があげられている。また、演劇的著作物については、代理委任型、美術著作物に関する追及 権に関しては会員組織型であることが示されているが、近似の問題であるフォト・コピーに関す る権利や、実演家とレコード製作者の権利、放送番組の有線送信に関する権利、私的録音・録画 に関する権利に関しては、権利者と管理団体がいかなる契約関係にあるのかは明確にされてい ない。

以に、報告書の指摘する著作権および著作隣接権に関する基本的問題について紹介する。

① まず、管理団体に対する集中化の程度は、(A)集中代理、個別許諾、直接分配の方法(主に演劇的権利、場合によっては複写権)、(B)完全な集中管理、包括許諾他、調整を含む権利者間の分配(音楽演奏権)、(C)集中による権利の強化、包括許諾、個々の権利者に対する分配は行なわない(複写複製権を管理する団体、実演家の権利を管理する団体での一例)の3種がある。また、個別管理か集中管理かの選択については権利者の選択に委ね、少なくとも集中管理に従う義務はないとするものから、法律が集中管理による権利の行使を条件とするもの、さらに法律で唯一の管理団体を決めるものがある。

もともと、著作権および著作隣接権の集中管理については、管理団体が権利者(会員)の委託

(若しくは信託、代理権設定契約など)に基づいて、その会員の権利のみを管理することができるものから、法律の定めるところにより、その団体が会員以外の者の権利も管理できる、いわゆる拡大集中管理を認めるもの(相対的拡大集中管理)、後者については、さらに一定の条件の下で非会員が管理を拒否できるものと権利放棄の可能性のないもの(絶対的拡大集中管理)に分れる。

また、管理団体の徴収した使用料の使途については、単純に管理経費を差し引いて権利者に分配するものから、文化的目的など権利者への分配以外の使用を認めるものがある。

後者については、とりわけ外国人の権利で問題がある。すなわち、自己の権利から生じた収入 については権利者自身が自由に処分できるのが原則であり、分配以外の使用には権利者の特別 の同意が必要である。とすれば、仮に集中管理が権利者の意思による場合であっても、権利者が 代理人(自国の管理団体を含む)を通じる場合には、一般的な委任・代理権設定のほかに、そも そも管理自体が権利者の合意を伴わないものである場合もあるので、仮に著作権者などが管理 団体に加入する(または加入とみなされた)時に入会条件として一定額の控除が明記されてい るとしても、それを自由な合意として見て良いかどうか疑問が提示されている。

私見としては、文化的目的であるとしても、広義には著作権に名を借りた一種の租税負担として考えざるを得ない場合も生じ得るものであり、原則はあくまで権利者への直接分配にあるものと思われる。その意味では、次に紹介する管理団体の性格は政策的な目的を持つものであってはならないのではないだろうか。

② 次にこうした管理団体の性格および数については、使用許諾の簡便性と管理費用の削減という二つの要素から単一団体が望ましいとし、特定官庁の監督下におかれた民間団体による管理を原則としつつ、結局は半官半民的な性格を否定できないとして官営性が権利者の不利益に直結するものではないとしている。

唯一の管理団体の当否については、実質的に独占の地位にある管理団体が、その地位を乱用する可能性が問題とされる。この乱用の問題は、使用許諾の要請に対する根拠のない拒否の可能性と、使用者に対する不合理な差別、使用料規定やその他の許諾条件を独断的な方法で決定することにある。

この点については私見であるが、管理団体によって著作物などの円滑な利用を計り、以て 権利者の利益を図るという立場から前二者は許されるべきことではないとしても、後者 の使用料規定やその他の許諾条件については、特定官庁の監督下という前提がある以上、 唯一の団体性の論拠にはなり得ないものと思われる。コンピューターの発達した現代社 会では (コンピューター・ネットワークの整備されない発展途上国には問題があるが)、 一定の範囲で団体の競争が需要と供給の原理をより促進するものであり、また、人格的要素を含む著作物については、単に金銭報酬の問題に止まらないきめ細かい管理を望む者 とそうでない者がいることも無視することはできない。この点は、管理される著作物の性 質について、よりいっそうの検討が必要である。

なお、報告書は、最後に、新しい技術や使用形態の領域(データ・ベース、電子複製、著作物の質与・公質など)、どのような場合、またはどのような条件の下で、著作物および隣接権の集中管理が正常化されるか。どのような場合、ベルヌ条約およびローマ条約の下で保護される権利について集中管理の強制が許されるか、または許されるべきか。ベルヌ条約およびローマ条約からみた拡大集中管理条項の法的根拠は何か、いかにあるべきか。著作権および隣接権の集中管理において、独占禁止法適用の具体的要件と限度。権利者が確認できない場合の徴収された使用料の処理方法。共通の目的のために徴収された報酬の一部の使用に対する判断、ベルヌ条約及びローマ条約の下でこのような規定にいかなる法的根拠が存在するか、また存在するべきか。この共同目的の支払いは、内国民待遇の原則からは、どのように妥当するか。以上の項目については、今後の検討が望ましいことを指摘している。

信託法理からみた無体財産権の信託

新 井 誠

第1章 信託法理の基本的構造―信託の独自性―

無体財産権に信託法理を応用するのは、どのような意義・理由に基づくのであろうか。 このことを理解するためには、何よりも信託が有する独自の機能を検討しておく必要があ るので、ここでは先ず信託法の民法に対する特質から検討を始めることにしたい"。

信託法という実定法によって生ずる法律関係には民法と比較してどのような独自性があるのであろうか。

「法人(社団、財団を問わない)、権利能力なき社団・財団、信託、代理、授権、非権利者の処分に対する権利者の追認、委任(643条)、事務管理(697条)、組合(667条)等は、財産管理に関する法技術として一括することができる20。」あるいは「財産を他人に頂けて、その保管ないし管理を委託することを目的とする契約として、民法は寄託を定めているが、別に信託法による信託がある30。」といわれており、信託が財産管理制度であることについては異論をみないものの、民法上のどのような概念が財産管理を目的としたものであるかについては定説があるわけではない。しかし、ここでは信託と比較するために一応寄託をもって民法上の財産管理制度の典型と考えてみたい。というのは、当事者の一方(受寄者)が相手方(寄託者)のために保管することを約してある物を受け取ることによって成立する新託契約(民法657条)は、法形式上、民法上の他の契約と比較して最も信託の定義(信託法1条)に近いものと考えられるからである。

では、財産管理制度としての寄託と信託とはどのように異なるのか。寄託においては、単に財産を保管をする――消極的に目的物の現状を維持する――に過ぎない。従って、目的財産の所有権は一般的には移転せず、単にその占有を移転するに留まる。これに対して、信託においては、単に消極的に目的財産を保管するだけではなく、積極的に財産の管理・運用をする――利益ないし利潤の追求を目的とする――場合をも含む。しかも、財産管理を委託するために、委託者から受託者に財産権を移転して、受託者がその名において財産管理にあたる所に本質的な特徴がある。このことを民法の体系に則して説明すれば、寄託においては寄託者と受寄者との間に受寄物の保管に関しての債権的拘束があるに過ぎないが、信託においては、分析的にみれば先ず委託者から受託者への財産権の移転があり、次

に委託者と受託者との間に当該財産権(信託財産)の管理・処分に関しての債権的拘束が 生する。すなわち、信託は財産権の物権的移転とその管理に関する債権的拘束という二つ の側面を併有する制度であって、このことは寄託にはみられない著しい特性である。そし て、このような信託の特性が民法上の制度には期待しえない独自の法律効果をもたらすの である。なお、民法はパンデクテン体系に立脚し、一応物権と債権とを区分しており、従 って、物権的効果と債権的効果とが同時に発生する概念は民法上は原則としては予定され ていない。

ここでは「法的帰属」と「経済的利用可能性」という概念を用いて筆者なりの試論を提 示してみたい。[法的帰属 | と「経済的利用可能性 | という概念については詳論を要しない であろう。英米法のトラストにおける legal title と equitable interest をその内実に則し て筆者なりにパラフレイズしたものである。「法的帰属」とは、法形式上の財産権の帰属の ことであり、「経済的利用可能性」とは、財産権からの実質的・経済的な利益享受の可能性 のことである。近代民法においては両者が同一人に帰属しているのが常態である。近代民 法における最も典型的な法律関係を所有権と売買としてみよう。所有権においては「法的 帰属 | と「経済的利用可能性 | とは共に同一人である所有権者において見出すことができ る。 売買というのは、「法的帰属」と「経済的利用可能性」とを一括して旧所有権者から新 所有権者へと移転させるものである。すなわち、所有権と売買のいずれにおいても「法的 帰属|と「経済的利用可能性」との分裂はない。これを近代民法の基本原理の一つである 「所有権の絶対性」の顕現と考えることもできょう。近代民法における所有権の特徴として は観念性、全面性、渾一性、弾力性等が挙げられることが多いが、角度を変えてみれば、 「法的帰属」と「経済的利用可能性」とが分裂していない、ということも近代的所有権の特 質といえるのである。 なぜなら、「所有権の絶対性 | というのは、 所有権が種々の拘束に服 することを否定し、目的物を全面的に支配しうる権利として所有権を位置づけ、それによ って資本主義的商品交換秩序を確立しようとする原理であって、それ故、所有権が「法的 帰属」と「経済的利用可能性」とに分裂することは、所有権の全面的支配性を否定するこ とになり、ひいては 「所有権の絶対性| にも抵触するからである。そして、「法的帰属」 と 「経済的利用可能性」との分裂がない、という所有権と売買の特質はひとり所有権と売買の みならず、民法全般の特質でもある。民法上の財産管理制度とされる寄託においても受寄 物の保管は受寄者によってなされているものの、「法的帰属」 と「経済的利用可能性」との 明確な分裂とまでいえるものは存在しない。

これに対して、信託という財産管理制度においては「法的帰属」と「経済的利用可能性」との明確な分裂がある。財産権の名義は受託者に移っているので、「法的帰属」者は受託者であるが、「経済的利用可能性」を有するのは受益者であって、受託者と受益者が同一人であることは原則としてない。このことは自益信託、他益信託のいずれであっても異ならない。信託において「法的帰属」と「経済的利用可能性」との分裂が存在する、ということは、近代民法の基本原理と抵触することを意味し、従って、英米法においてもコモン・ロー上はこのような分裂は承認されておらず、トラストはエクイティ上の法理として生成してきたのである。日本法においては、信託法によって「法的帰属」と「経済的利用可能性」との分裂が実定法上承認されており、そこに民法とは異なる信託法の特質を見出すことができるのである。

それは、「法的帰属」と「経済的利用可能性」との分裂によって信託は財産管理制度とし てどのような機能を持つのか。民法上の所有権は所有権者の意思によってどのようにも利 用することができるいわば完全権であるのに対して、信託においてはその民法上の完全権 たる所有権に一定の拘束を加えることが可能である。事例は枚挙にいとまないが、ここで は一例を挙げるに留めたい。高齢の親がその生存中はもちろん、その死亡後も一定額の金 銭を隨害のある成年者である子供の生活費または療養費に充てたいと欲する場合、民法上 の贈与、相続という制度では所有権が完全に子供に移転してしまうので、当該金銭の使途 は子供に委ねられることになり、生活費または療養費に充てられる保証はない。そこで親 としては当該金銭が確実に生活費または療養費に充てられるように信託を設定し、当該金 銭に対する所有権に信託目的による拘束を加えるのである。この事例では他益信託が設定 され、委託者は親、受益者は子供となるが、このような信託目的による所有権の拘束が可 能であるのは、当該金銭が信託財産として委託者から受託者に移転され、名義者すなわち 「法的帰属」者を受託者としたうえで、委託者と受託者との間の債権的拘束によって子供が 「経済的利用可能性」享受者たる受益者になる、という信託の仕組みに由来するのである。 法形式上は受託者が所有権者となりながら、その所有権の利益を実質的に享受するのは受 託者とは別人格である受益者である、という法的構成 (=「法的帰属」 と「経済的利用可能 性|との分裂)こそが、民法上の完全権たる所有権とは異なり、受益者に属する実質的所 有権を委託者によって設定された目的拘束性(億託目的)に服させることを可能にしてい

るのである。

以上の検討から明らかになったことを次のように小括することができるであろう。すな わち、信託法理は既存の法体系における権利をいわば転換させる機能を有している、と⁹。 これを信託の「転換機能」ということにしたい。

第2章 信託の転換機能と著作権

無体財産権に信託法理を活用する意義もまさにここにある。無体財産権は近時公共的性格が強まり、その中身は許諾権、すなわち権利の使用を許可するか否かではなく、報酬請求権、すなわち権利を使用させた対価を収受するものへと変化しつつあることが指摘されているが。それは無体財産権それ自体の機能の変容でもあるが、もしこの傾向をさらに促進させようとするならば、信託法理の「転換機能」を用いることが考えられるであろう。すなわち、無体財産権の性状を信託によって転換させ、報酬請求権化するわけである。また無体財産は運用次第で付加価値を増すので、この運用を業務とするニーズもあると思われるが、無体財産権をビジネスの対象とすることも信託の「転換機能」によって可能であろう。この種の「転換機能」は土地信託のような事業執行型信託において既に実現されている。

このように無体財産権は信託の「転換機能」との接点を持つわけであるが、このことを やや体系的に述べてみたい。

先ず、一般的には無体財産権に信託法理を応用することによって無体財産権が信託法上付与されている保護(受託者に課せられている忠実義務、自己執行義務、分別管理義務、 損失塡補・信託財産復旧義務等の厳しい義務、信託財産の独立性、信託財産に対する強制 執行の禁止等)を享受することができ、無体財産権それ自体がかなり強い独立性を保障されることになる。

次に、そのことの結果として「転換機能」が発揮されることになるが、「転換機能」の具体的内容としては、権利者の属性の転換、権利者の数の転換、財産権享有の時間的転換、財産権の性状の転換、財産権の運用単位の転換があるので、個別的に検討してみたい。なお、以下は筆者の問題意識に基づいて清水教授がまとめたものであることを明らかにしておきたい。同教授のご好意によりここに掲げる次第である。

2-1 権利者の属性の転換

実例としてはJASRACによる音楽者作権(演奏権・映画における上映権・有線放送の頒布権)がこれに該当する。もっとも、権利全体の属性が転換するわけではなく、信託約款に定められた範囲でのことであり、例えば第三者の権利侵害に対して訴訟を提起するような場合は原権利者の同意を得てすることになっているなど、著作権の人格的要素に着目した制約が付されている。

著作権管理が、その財産的価値に着目する度合いが高まった場合、例えば、コンピューター・プログラムの著作物などもっぱらその著作物の利用から生ずる経済的利益確保に注目する分野や、コピー(ビデオなど)からの複製そのものを前提とした使用料徴収など、実際的には著作者人格権など利用許諾の有無が棚上げになっている分野については、資本の収集ないし回収を容易にするために経済的あるいは実務的信用力のある者を受託者として介在させることが望ましい。とりわけ、小説・脚本・歌詞・楽曲以外の分野については『著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律』は及ばないため、現在は「業」としない信託以外は不適法になっているので、権利者の財産管理に不都合が生じ得る。

この場合、受託者としての機関は、全国一律の大量処理をする必要のある分野(コピーの使用料徴収など)は、一本化された機関が存在することが望ましいが、個別著作物の利用許諾を伴うものについては経済的需要によってその使用料等が異なることは当然あるべきことであり、この場合は著作権管理団体が著作権思想の普及という役割を担った歴史的経過を別にすれば利用料を含め特に一体化されなければならない理由はなく、マーケットの確保・維持が可能でありさえすれば複数団体が併存することに問題はない。管理団体が併存することによって利用者に生ずる不便はデータ・ベースのネットワークによって解消し得る。

なお、2-2の権利者の数の転換に関する問題でもあるが、権利者の死亡によって権利者(相続人)が増大し権利の行使が困難になったり、あるいは著作物の利用が困難になることからの解消という必要性から信託制度が利用されることも考えられないわけではない。

2-2 権利者の数の転換

著作物の創作にあたっては、専ら特定個人の知的活動に依存した伝統的著作物と、映画や大規模のコンピューター・プログラムに代表されるような共同作業によって創作される

著作物がある。前者については、もともと単一の著作者に属していた著作権が相続によって複数の権利者の共有に属するに至った場合に権利の管理のために権利主体を単一にする必要が生ずる場合がある。現在の JASRAC による管理は、各共有者が個別管理を望む場合を除き、まさにこの問題を解決しているといえる。従って、ここでは現在法人化以外に有効な権利一本化の方法を持たない著作物あるいは権利の分散(共有化)を望まない著作者について信頼できる個人または法人を受託者とする信託を設定する必要性が考えられる。

接者については、著作権法は映画の著作物について自然人である著作者の認定を放棄し映画の製作に発意と責任を持つ(通常法人の)映画の製作者に著作権を原始的に帰属させ、また、コンピューター・プログラムの著作物について法人等使用者の発意に基づきその法人等に従事するものが職務上作成する著作物についてはその作成時の契約などに特別の定めがないかぎり法人自体を著作者とする規定を有している。これらの規定については各々知的創作にかかわる者に対する保護が十分でないとして批判がないわけではないが、これ以外の著作物については、共同著作物は各著作者の共有に属することになるため経済的側面での管理が必ずしも十分とはいえない。例えば、多数の者による共同著作物を利用しようとする場合(復刻版の出版に当たっては、すべての権利者の同意を必要とするが、原出版者が活動を停止しているような場合)、著作者の一人が不明である場合、現行法では67条によって文化庁長官の裁定を受けるほかはないが、編集代表者あるいは信頼できる第三者機関に信託することが許されれば復刻版の出版を望む者の便宜であるばかりでなく他の著作者の経済的利益の保護にもなり、著作権法の目的にも合致することになる。また、権利能力なき社団名での出版物(権利能力なき社団ですらない団体名での出版物もある)についての著作権管理の必要性もある。

この場合問題になり得るのは、受託者の性格である。信託会社が、現実問題としてこの種の財産の信託を効果的に行えるかは疑問がないわけではないが、現在のシステムでは信託業法の適用を受ける信託会社のみがこの種の信託を受託できないことになるのではないか、という点である。

2-3 財産権享有の時間的転換

知的所有権は元来権利に時間的限界があるので、権利行使自休を延期することはできない。しかし、著作権者の経済的要求と著作物の利用者の利用要求は必ずしも時間的に一致

するものではない。伝統的な著作権理論は、著作権者が著作物の利用をプロモーションすることを考えていないので、いわばセールスをしないで販売している者に対して客が現れればその対価を取るといった、いわば殿様商売的なものになっており、従って需要が先行してその時点で対価を徴収する以上のことは想定されていない。しかし、今日の著作権者の中には特定時期にのみ需要が集中すると(従って特定時期にのみ収入が集中すると)現在の税制が累進課税になっていることから実質的な収入は確保されないという不満がないわけではない。これを解消するためには権利者を法人化するほかはないが、これについても信託制度を利用することによって利益享受の時点を延期することが可能になるのではないか。

2-4 財産権の性状の転換

JASRACにおける著作権信託は、ある意味では知的所有権(著作権)の債権化と見ることもできる。個々の著作権者は信託の範囲で(実際的には著作人格権の一部も含めて)信託受益権に転換させているのであり、受託者である JASRAC の信用に基づいて単なる著作権である状態よりも処分が容易になっている。もちろん、現在の方式は証券化を伴うものではないが、例えばコピー問題における集中処理機構が個々の権利者(実際には著作者から委託を受けた出版者)に分配する場合は過去の出版等の実績の割合によらざるを得ないであろうことから、実際には出版者の経済的評価(決算=従って株価)に影響が生じ得るものであり、結果的には証券化された財産の一部を構成することになり、また零細出版者が集中処理機構に直接参加せず大出版社を通じて分配を受ける場合、委託を受ける大出版社との関係では零細出版者の持つ著作権(著作権自体ではなく著作権に基づく複製に対する使用料徴収権)は実質的に流動性を持つことが考えられる。

また、これは知的所有権の担保価値の問題でもある。知的所有権はその利用によって経済的価値を生み出すものであるところから、将来の収入の評価が難しく、一般的に担保価値を論ずることは困難であろう。しかし、いったんヒットした映画についてビデオ化権を第三者に設定する場合、その対価は契約によって定められるべきものであるから、単純な売り上げ比率によらず一定期間の定額方法を取ることも可能である。これは特許における実施権許諾に当たって現に見ることができるほか、コンピューター・ソフトウェア利用に関してIBMと富士通の間になされた AAA (American Arbitration Association) による

仲裁例にみることができるように、多数の著作物について包括的に利用許諾をするという ことがあり得る。

2-5 財産権の運用単位の転換

これは著作権の集中処理機構に共通の性格であるといえる。特定個人としての著作権者による管理では十分な管理ができないことが著作権の仲介業務法の立法理由の一つにもなっており、運用能力を持った受託者による管理が著作権者の利益につながるものと考えられてきたわけである。ただし、著作権者の利益は伝統的な第三者による利用の結果としての使用料請求のみならず、今日では第三者に対する積極的なプロモーションが求められるものもないわけではない。信託会社がそのような業務をすることができるかどうかは別として、ビジネスの対象になっている著作物についてはそうした運用能力をもつ機関への信託ということを考える必要がある。

信託法理に親しむかどうかを別にすれば、特許など工業所有権においては専用実施権の 設定という形で実質的には権利の運用を第二者に委託し、その結果として対価を受領する 契約が特定製品にかかる権利者全員で行われることがあり、また共有にかかる権利につい て第三者に対して運用を委託することが行われている。

- 1) 詳細については、描著『財産管理制度と民法・信託法』(平成2年、有斐閣)53-59頁参照。
- 2) 米倉明『プレップ民法』(昭和61年、弘文堂)197頁。
- 3) 田中寶『民法読本』(昭和61年、有信堂) 212頁。
- 4) 詳細については、四宮和夫『信託法 (新版)』(平成元年、有斐閣) 14-35頁参照。
- 5) 財団法人トラスト60『無休財産の信託の可能性に係る基礎調査』(昭和63年)5-6頁。

(禁無断転載)

〔非壳品〕

平成3年4月15日印刷平成3年4月15日発行

無体財産と信託に関する研究

―著作権の信託について―

発 行 © 財団法人 トラスト60 東京都中央区八重洲 2-3-1 住友信託銀行八重洲ビル内 Tel. 03-3286-8100 (代表)

印刷:(株) ディグ